

## (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づく岩倉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、子ども・子育て会議を置く。

## (所掌事項)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 岩倉市子ども条例（平成20年岩倉市条例第28号）第19条の規定に基づく行動計画の策定及び検証に関し、意見を述べること。
- (3) その他法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援等に関し、市長が必要と認める事項

## (組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子どもに関わる機関又は団体の代表者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども未来部こども家庭課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成26年3月28日条例第14号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第33号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月26日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日条例第11号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。